

# 自動車借入れ

様式第7号(第5条関係)

その1

(ハイヤー方式)

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

田村市議会議員及び田村市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和8年 4月21日

田村市長 様

実際の請求年月日を記入する。  
(投票日以降の日付)

社判を  
押印する。

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者の氏名

福島県田村市〇〇町〇〇字〇〇〇〇  
株式会社 〇〇商会  
代表取締役 〇〇〇〇

電話(0247-〇〇-〇〇〇〇)

記

代表者の印鑑  
を押印する。

- 請求金額 451,500 円
- 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 令和8年4月19日執行 田村市議会議員一般選挙
- 候補者の氏名 **当 選 大 吉**
- 口座振込依頼書

金融機関名	農協 銀行 金庫 組合	本店・本所 支店・支所 出張所	金融機関 コード
預金種別	① 普通 2 当座	口座番号	00000000
フリガナ	カブシキガイシャマルマルシヨウカイダイヒョウトリシマリヤ		
口座名義	株式会社 〇〇商会 代表取締役 〇〇〇〇		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、田村市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

実際に契約した金額を記入する。

(ハイヤー方式)

64,500円で記入する。

別紙 その1

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

運送年月日	運送金額(ア) 円 台 円	基準限度額(イ) 円	請求金額 円	備考
令和8年4月12日	$75,600 \times 1 = 75,600$	64,500	64,500	
令和8年4月13日	$75,600 \times 1 = 75,600$	64,500	64,500	
令和8年4月14日	$75,600 \times 1 = 75,600$	64,500	64,500	
令和8年4月15日	$75,600 \times 1 = 75,600$	64,500	64,500	
令和8年4月16日	$75,600 \times 1 = 75,600$	64,500	64,500	
令和8年4月17日	$75,600 \times 1 = 75,600$	64,500	64,500	
令和8年4月18日	$75,600 \times 1 = 75,600$	64,500	64,500	
計			451,500	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

# 自動車借入れ

様式第7号(第5条関係)

その1

(レンタル方式)

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

田村市議会議員及び田村市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和8年 4月21日

田村市長 様

実際の請求年月日を記入する。  
(投票日以降の日付)

社判を  
押印する。

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者の氏名

福島県田村市〇〇町〇〇字〇〇〇〇  
株式会社 〇〇商会  
代表取締役 〇〇〇〇

電話(0247-〇〇-〇〇〇〇)

記

代表者の印鑑  
を押印する。

- 請求金額 110,600 円
- 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 令和8年4月19日執行 田村市議会議員一般選挙
- 候補者の氏名 **当 選 大 吉**
- 口座振込依頼書

金融機関名	農協 銀行 金庫 組合	本店・本所 支店・支所 出張所	金融機関 コード
預金種別	① 普通 2 当座	口座番号	00000000
フリガナ	カブシキガイシャマルマルシヨウカイダイヒョウトリシマリヤ		
口座名義	株式会社 〇〇商会 代表取締役 〇〇〇〇		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、田村市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(レンタル方式)

別紙 その2

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の賃貸

実際に契約した金額を記入する。

基準限度額以上で契約した場合は、限度額となる。

賃貸年月日	賃貸金 (ア) 円 台 円	基準限度額(イ) 円	請求金額 円	備考
令和8年4月12日	$17,280 \times 1 = 17,280$	16,100	16,100	
令和8年4月13日	$17,280 \times 1 = 17,280$	16,100	16,100	
令和8年4月14日	$17,280 \times 1 = 17,280$	16,100	16,100	
令和8年4月15日	$17,280 \times 1 = 17,280$	16,100	16,100	
令和8年4月16日	$17,280 \times 1 = 17,280$	16,100	16,100	
令和8年4月17日	$17,280 \times 1 = 17,280$	16,100	16,100	
令和8年4月18日	$17,280 \times 1 = 17,280$	16,100	16,100	
計			112,700	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

# 燃料の供給

様式第7号(第5条関係)

その1

## 請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

田村市議会議員及び田村市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和8年 4月21日 田村市長 様

実際の請求年月日を記入する。  
(投票日以降の日付となる)

社判を  
押印する。

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあってはその代表者の氏名

福島県田村市〇〇町〇〇〇〇  
有限会社 〇〇スタンド  
代表取締役 〇〇〇〇

代表者の印鑑  
を押印する。

電話(0247-〇〇-〇〇〇〇)

記

- 請求金額 23,626 円
- 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 令和8年4月19日執行 田村市議会議員一般選挙
- 候補者の氏名 当 選 大 吉
- 口座振込依頼書

金融機関名	農協 〇〇 銀行 金庫 組合	本店・本所 〇〇 支店・支所 出張所	金融機関 コード
預金種別	① 普通 2 当座	口座番号	00000000
フリガナ	ユウゲンカイシャマルマルスタンドダイヒョウトリシマリヤク		
口座名義	有限会社 〇〇スタンド 代表取締役 〇〇〇〇		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、田村市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

別紙 その2

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

毎日の給油伝票に基づいて記載すること。

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売数量	価	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和8年4月12日	福島〇〇 〇〇-〇〇	L 21.2	円 銭 175.0	円 3,710			
令和8年4月13日	〃	L 30.0	円 銭 175.0	円 5,250			
令和8年4月14日	〃	L 24.8	円 銭 175.0	円 4,340			
令和8年4月15日	〃	L 35.4	円 銭 175.0	円 6,195			
令和8年4月16日	〃	L 20.6	円 銭 175.0	円 3,605			
令和8年4月17日	〃	L 14.7	円 銭 175.0	円 2,573			
令和8年4月18日	〃	L 28.3	円 銭 175.0	円 4,953			
計		L 175.0	円 銭	円 30,626	円 53,900	円 30,626	

縦の数値の合計を記入する。

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

# 運転手の雇用

様式第7号(第5条関係)

その1

## 請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

田村市議会議員及び田村市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和8年 4月21日  
田村市長 様

実際の請求年月日を記入する。  
(投票日以降の日付となる)

氏名又は名称及び住所並びに法人 福島県田村市〇〇町〇〇字〇〇〇〇〇〇  
にあつてはその代表者の氏名 〇〇 〇〇 (印)

電話(0247-〇〇-〇〇〇〇)

記

契約者の印鑑  
を押印する。

- 1 請求金額 84,000 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和8年4月19日執行 田村市議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 当 選 大 吉
- 5 口座振込依頼書

金融機関名	農協 銀行 金庫 組合	本店・本所 支店・支所 出張所	金融機関 コード
預金種別	① 普通 2 当座	口座番号	00000000
フリガナ	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
口座名義	<u>〇〇〇〇</u>		

### 備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、田村市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

別紙 その2

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(3) 運転手

実際に支払った金額を記載すること。

基準限度額以上で契約した場合は、限度額となる。

雇用年月日	報 ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和8年4月12日	円 <u>12,000</u>	円 <u>12,500</u>	円 <u>12,000</u>	
令和8年4月13日	円 <u>12,000</u>	円 <u>12,500</u>	円 <u>12,000</u>	
令和8年4月14日	円 <u>12,000</u>	円 <u>12,500</u>	円 <u>12,000</u>	
令和8年4月15日	円 <u>12,000</u>	円 <u>12,500</u>	円 <u>12,000</u>	
令和8年4月16日	円 <u>12,000</u>	円 <u>12,500</u>	円 <u>12,000</u>	
令和8年4月17日	円 <u>12,000</u>	円 <u>12,500</u>	円 <u>12,000</u>	
令和8年4月18日	円 <u>12,000</u>	円 <u>12,500</u>	円 <u>12,000</u>	
計			円 <u>84,000</u>	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第7号(第5条関係)

その2

請 求 書

(ビラの作成)

田村市議会議員及び田村市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和8年 **4月21日**  
田村市長 様

実際の請求年月日を記入する。  
(投票日以降の日付となる)

社判を  
押印する。

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者の氏名

福島県田村市〇〇町〇〇字〇〇〇〇  
株式会社 〇〇印刷  
代表取締役社長 〇〇〇〇 (印)

電話(0247-〇〇-〇〇〇〇)

記

代表者の印鑑  
を押印する。

1 請求金額 30,040 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年4月19日執行 田村市議会議員一般選挙

4 候補者の氏名 **当 選 大 吉**

5 口座振替依頼書

金融機関名	農協 〇〇 銀行 金庫 組合	本店・本所 〇〇 支店・支所 出張所	金融機関 コード
預金種別	① 普通 2 当座	口座番号	00000000
フリガナ	カブシキガイシャマルマルインサツダイヒョウトリシマリヤク		
口座名義	株式会社 〇〇印刷 代表取締役社長 〇〇〇〇		

備考

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、田村市に支払を請求することはできません。

別紙

請 求 内 訳 書

(ビラの作成)

実際作成に要した単価及び作成枚数を、金額を記載する

この数字はこのまま記載する

候補者氏名 当 選 大 吉

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単価 A	枚数 B	金額 C(A×B)	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 I(G×H)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
<u>9.51</u>	<u>5,000</u>	<u>47,550</u>	<u>8.38</u>	<u>4,000</u>	<u>33,520</u>	<u>8.38</u>	<u>4,000</u>	<u>33,520</u>	

備考

- 1 D欄には、8円38銭を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第7号(第5条関係)

その3

請 求 書

(ポスターの作成)

田村市議会議員及び田村市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第13条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和8年 4月21日

田村市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者の氏名

福島県田村市〇〇町〇〇字〇〇〇〇

株式会社〇〇印刷

代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

電話( 〇 2 4 7 - 〇〇 - 〇〇〇〇 )

記

1 請求金額 282,663 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年4月19日執行 田村市議会議員一般選挙

4 候補者の氏名 当 選 大 吉

5 口座振込依頼書

金融機関名	農協 〇〇 銀行 金庫 組合	本店・本所 〇〇 支店・支所 出張所	金融機関 コード			
預金種別	① 普通 2 当座	口座番号	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	
フリガナ						
口座名義	株式会社 〇〇印刷 代表取締役社長 〇〇〇〇					

備考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、田村市に支払を請求することはできません。

別紙

実際作成に要した単価及び作成枚数を、金額を記載する

この数字はこのまま記載する

求 内 訳 書

候補者氏名 **当 選 大 吉**

選挙区における ポ ス タ ー 掲 示 場 数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単 価	枚 数	金 額	単 価	枚 数	金 額	単 価	枚 数	金 額	
			C	D	E	D×E=F	G	H	G×H=I	
			円	円	枚	円	円	枚	円	
<b>171</b>	<b>1,653</b>	<b>200</b>	<b>330,750</b>	<b>2,437</b>	<b>171</b>	<b>416,727</b>	<b>1,653</b>	<b>171</b>	<b>282,663</b>	

$586.88 \times 171 = 100,356.5$   
 $100,356.5 + 316,250 = 416,606.5$   
 $416,606.5 \div 171 = 2,436.2952\dots$

- 備考 1 「選挙区におけるポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{316,250\text{円} + (586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数})}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}\dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

- 3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。